

無線局運用規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

一 遭難自動通報設備の通報の送信等に捜索救助用位置指示送信装置を使用した通報を追加すること。

(第七十八条の二関係)

二 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置の対象として捜索救助用位置指示送信装置の通報を追加すること。  
(第八十一条の七関係)

第二 施行期日

この省令は、平成二十二年一月一日から施行すること。